



# 「平成 24 年度 島根大学教育の質保証評価書」の概要

平成 25 年 3 月 31 日  
島根大学教育質保証委員会

## 1. 目的

島根大学では、社会から期待される質の高い大学教育を提供するために組織的な教育改善（教育の質保証）に取り組んでいます。この評価書は、島根大学全体におけるこうした教育の質保証の、平成23年度までの状況を取りまとめ、公表することによって、現在進行中のさまざまな教育改革の出発点を確認することを目的として、島根大学教育質保証委員会（以下、委員会）において取りまとめたものです。

## 2. 評価の結果

評価書は、基本的に全学部（法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部）において、それぞれ平成23年度末教育データを取りまとめた、「教育の質保証報告書」（以下、報告書）に基づいて作成されました。委員会では、それらの報告書を相互に点検し、各学部の教育目標・教育課程・教育成果などについて、以下の1)～5)のように評価しました。

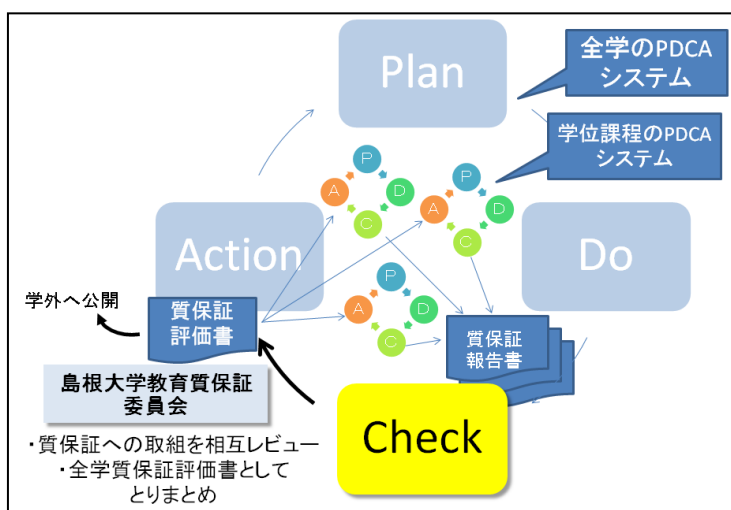
### 1) 質保証の背骨となる「3つの基本方針」は整備され公表されているか？

大学の教育質保証の基本は、どのような力がついたら、学位を与えて卒業させることができるかを定めた「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、求める学生像や入学者の選抜基準をまとめた「入学者受け入れ方針」（アドミッション・ポリシー）、教育課程をどのように作っているかを示す「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）の3つの方針が相互に緊密に関連づけられ、整備されていることです。

島根大学の全学部でこれら3ポリシーが一定程度関連づけられながら既に整備されており、アドミッション・ポリシーについては全て公表され、大学選択の際の情報として広く提供されていることがわかりました。

### 2) 成績評価は適切に行われているか？

信頼性の高い成績評価は学習成果の保証のために重要な要素であり、国の審議会や文部科学省からそれを保証するためのいくつかの仕組みが推奨されています。評価書では、単位の実質



化<sup>1</sup>、シラバスの実質化<sup>2</sup>、GPA 制度<sup>3</sup>、CAP 制度<sup>4</sup>、その他の取組の5つの観点から確認しました。その結果、CAP 制度は全ての学部で実施され、単位の実質化とシラバスの実質化もほとんどの学部が具体的な取組を展開していました。GPA 制度は学部全体で導入している例（教育学部）と、必要に応じて活用しているケース（総合理工学部）、導入の必要性がないと考えているケース（医学部、法文学部）などが報告され

図 教育質保証委員会と評価書の位置づけ

ました。その他の取組として履修モデルを作って学生に周知している法文学部や、厳格な進級判定のシステムを取り入れている医学部の取組が報告されました。

### 3) 学びの記録の蓄積と共有はどのように行われているか？

学生が何をどのように学んで、どのような力を身につけているかを証拠と一緒に記録して、学生自身と教員との間で共有することは、教員による効果的な指導を実現するためにも、学生自身の自己評価や主体性を促進するためにも大切です。島根大学では、このような記録の蓄積・共有の手段として、複数の学部(法文学部の一部、教育学部、医学部)で学習ポートフォリオ<sup>5</sup>が本格的に導入されていました。学習ポートフォリオは、学生が入学してから卒業するまでの学びの成果が体系的に保存される仕組みを備えています。また、学生の学びの記録だけでなく、さらに進んで教員側の教育の記録が保存・共有されている学部もありました。

### 4) 質保証を支える仕組みや組織は整備されているか？

これまでみてきた3つのポリシー、成績評価、学修成果の蓄積などの取組みが、質の高い教育として実質化していくためには、これらを相互に関連させるようつないでいく仕組みや組織が必要になります。島根大学では、法文学部と教育学部で授業科目と達成目標の対応を整理したカリキュラム・チェックリストが作られていました。カリキュラム・チェックリストによって、どの授業を受講するとどのような能力が身につくのが具体的に示されます。また、ほとんどの学部でラーニング・アウトカム<sup>6</sup>が整備されていました。学部や学科レベルでラーニング・アウトカムが整備されていることは、卒業までに学生が何を習得できるかを明示していることになります。さらに、全学部において、教育の質保証を管理する組織(委員会、センターなど)が活動していました。

### 5) その他の取組

各学部からは以上のような共通評価項目以外にも、多くの独自の教育の質保証活動が報告されました。具体的には、外部の資格認定プログラムの規準(代表的なものは、教員免許や医師免許といった国の法律に基づく基準や、理工系の技術者を認める日本技術者教育認定機構の教育プログラム認定です)に沿って質保証をしている例、学生が相互に教え合い学び合う自主学修プログラム(ピアサポート・プログラム)、学部独自の学生調査を実施し、その結果を教育改善に活かしている例、課外活動を通じた自主的な学びの促進により教育の質を向上させている例、などです。

## 3. 今後の取り組むべき課題

この評価書作成を通して、次のような学部共通の課題が明らかになりました。

### 1) 学習履歴の蓄積と活用に関してさらに改善が可能

特に、養成する職種が明らかである医学部や教育学部以外の学部では、学生やカリキュラムの特徴を反映した学びの履歴の蓄積・活用の余地があると言えます。

### 2) 教職員全員が教育の質保証に協働して取り組む必要

教育の質保証の仕組みは整備されつつありますが、全ての教職員が教育の質保証に関して高い意識を持って前向きに取り組むことで、仕組みが活かされることとなります。

### 3) 新しいカリキュラムへの対応を急ぐ必要

島根大学では、平成24年度から25年度に、全学部が新しいカリキュラムに移行しました。評価

書の対象となった平成 23 年度はその直前であるため、新カリキュラムへの対応が急務とされています。

評価書では、これらの課題を解決するための改善方策として、次のような取組を提案しました。

#### A) 学生がどのように成長するのかを明らかにする

教育の質保証は、教育から学生自身の学びとその成果に焦点があてられるようになっていきます。評価書で取り上げられた様々な取組を、学生に現れる成果として検証することによって改善すべきです。

#### B) 改善の成果を証拠とともに示す

改善した成果だけを見るのではなく、なぜそうなったのかを確認するためには、証拠とその分析に基づいた教学 IR による継続的な検証が必要です。つまり、裏付けのある質保証を促進すべきです。

#### C) 外部評価システムを活用する

今日の大学は、いくつかの外部評価を受けています。学外からの評価システムはそれぞれよく考えられた質保証の基準や枠組みを持っているので、有益であると考えられる仕組みを積極的に活用すべきです。

一方で、この評価書で確認されている様々な質保証の仕組みを、全ての学部・学科が一律に導入することが、島根大学の教育改善の目的ではないことにも注意が必要です。むしろ、学部・学科・コースの達成目標やカリキュラム、学生選抜方法などが異なる以上、教育の質保証の仕組みが違うのは当然であり、結果的に個々の取組における多様性を否定すべきではありません。最後に、この評価書そのものについても改善を提案します。最初のページにあげた図に示したように、この評価書は大学全体の教育の質保証に関する PDCA サイクルの中に位置づけられています。したがって、評価書そのもののあり方も PDCA サイクルをより意識した構成・内容になる必要があります。

---

1 単位の実質化：1 単位当たり 45 時間の学習量をチェックするための取組のことです。

2 シラバスの実質化：シラバスとは各授業科目の詳細な授業計画を指し、それを実質化するとは、学生の科目選択や受講準備のために必要十分な情報をシラバスに記述することです。

3 GPA：Grade Point Average の略。一般に授業科目ごとに 5 段階（A、B、C、D、F）で成績評価を行い、A から順に 4～0 のポイントをつけて、単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などに必要な条件とする制度です。

4 CAP：CAP は「帽子」や「ふた」の意味であることから、学生が一年間または 1 学期間に履修科目として登録可能な単位数の上限を定める仕組みを指します。

5 学習ポートフォリオ：学習活動において学生が作成したレポート、作品、テスト、活動の様子が分かる写真などをファイルに入れて保存する方法であり、単なる記録集ではなく、評価の対象になります。

6 ラーニング・アウトカム：学生が授業科目、教育課程など所定の学習期間を終了したときに獲得できる、知識・技術・態度などのレベルの成果を指します。